

トピック

1. ASEAN の E コマース

～ASEAN は、EC を中心としたデジタル経済促進を優先課題の 1 つとし、EC に係る貿易ルールの簡素化などに取り組むとしています。現在の各国の EC 政策や課題はどのようなものでしょうか。～

2. マレーシア：観光税の行方

～政府は、宿泊施設において宿泊客から徴収する観光税の導入を、当初 7 月 1 日に予定していましたが、関係団体や地方行政からの反発などが相次ぎ難航しています。～

3. マレーシア：移転価格税制

～2017 年 1 月より、OECD BEPS 対応を考慮した、国別報告書の導入が始まっています。～

4. [連載④] ハラル認証の国際的な流れと各国認証制度 (マレーシア・インドネシア・シンガポール)

～将来的な市場の拡大が予測されているハラル市場について、今回はシンガポールハラル認証について説明します～

5. 海外赴任制度のスタートにあたり準備すべき規程類

～日本企業の海外展開は拡大しつつあり、海外赴任者は増加傾向にあります。海外赴任制度をスタートするにあたり、企業として準備すべき規程類には、どのようなものがあるのでしょうか。～

6. ニュース (ビジネスマッチング案件情報など)

1. ASEAN 主要国の E コマース (EC) 市場と各国の EC 政策

シンガポールのコー・ポークン上級国務相は、シンガポールが ASEAN 議長国となる 2018 年に、EC を中心としたデジタル経済促進を優先課題の 1 つとし、ASEAN で取り組むと発表しました。具体的には、他の ASEAN 加盟国と共に、参入障壁の引き下げのため、EC に係る貿易ルールの簡素化に取り組む、などとしています。

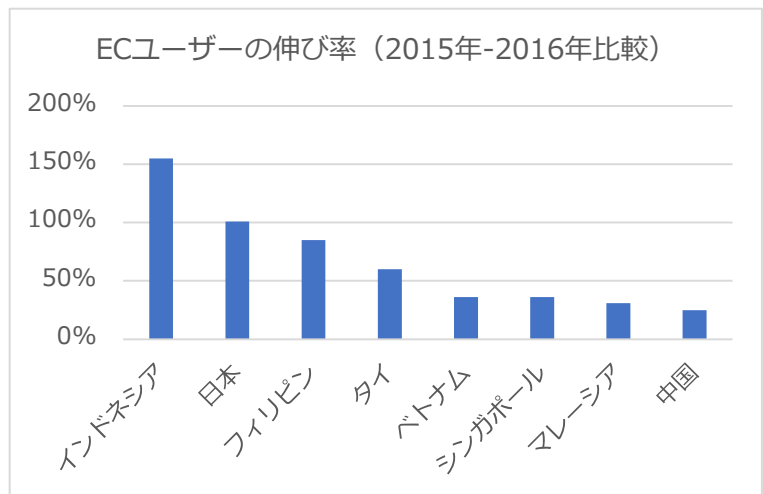
ASEAN における EC 市場は発達し続けており、シンガポール政府系投資ファンドと米グーグルが発表した調査によると、ASEAN 域内の EC を含むデジタル経済規模は、2025 年までに 2,000 億 USD ドルを超える市場に成長すると予想されています。

ASEAN において EC を展開するにあたっての課題は、国によっても異なりますが、

- ① オンライン決済手段の不備 (銀行口座を持たない人が多い)
- ② 国内物流網の未整備

が挙げられます。

①について、現在の ASEAN のスマートフォン普及率は約 35% (米コンサルティング会社 AT カーニー調べ) ということです。PC を持っていない人でも、スマート



(出典: Digital in 2017: Global Overview: we are social)

フォンは持っている人が多いという特徴から、今後もスマートフォンは急速に普及していくと予想され、スマートフォンを使った決済の普及が市場拡大のカギになると言われています。また、「キャッシュ・オン・デリバリー」など現金決済を好む人々が多い国民性に、どのようにアプローチしていくかという課題もあります。

②については国によって差がありますが、一般的には、都市部と農村部との物流環境が大きくかけ離れているのと、インドネシアやフィリピンのように島々が多い国では、離島地域に対する対策が挙げられます。一方、交通渋滞のひどいジャカルタで生活用品などの EC が普及するなど、交通インフラの未整備が功を奏する場合もあります。

このような中、ASEAN 主要国が行っている EC 政策には下記のようなものがあります。外資が参入する場合、小売業に対する外資規制がある場合が多いため、多くは売り手と買い手が自由に取引するプラットフォームを提供する「マーケットプレイス」モデルが主流となっています。

(ASEAN 主要国の EC 関連政策)

(シンガポール) 中小企業が EC 市場に参入するにあたり、デジタル技術導入のための資金面や技術面を支援。
(マレーシア) <ul style="list-style-type: none"> ・ マルチメディア・スーパーコリドー (MSC) ステータス：認定企業は、最長 10 年間の法人税を免除などの優遇措置。 ・ 政府系スタートアップ支援機関 (MaGIC) による起業家支援。 ・ Digital Free Trade Zone (デジタル自由貿易区、DFTZ) 構想：EC のハブとして、配送センターを設置するなど。
(タイ) 政府が発行する身分証明書 (IDカード) を利用した電子決済システム「プロムペイ」を導入。
(インドネシア) <ul style="list-style-type: none"> ・ EC 参入に対する外資規制を緩和 (1,000 億ルピア以上の投資により、100%外資による参入可) ・ 7 項目から成る EC ロードマップ (資金調達、税務、消費者保護、通信インフラ、物流、人材派遣・訓練、サイバーセキュリティ) を発表

成長する ASEAN の EC 市場において、その存在が増してきているのは中国企業のアリババです。昨年、ASEAN 主要 6 カ国でマーケットプレイスを展開する Lazada の経営権を取得、その後、Lazada を通してシンガポールの EC サイトを買収するなどし、シンガポールの人気 EC サイト 4 社はアリババ関連となりました。タイ、マレーシアでは政府にも働きかけており、同社のジャック・マー会長はマレーシア政府デジタル経済アドバイザーとして、世界初のマレーシア EC 自由貿易区「Digital Trade Zone」の設立にも関与、また、アリババの電子決済サービス「アリペイ」の技術を利用した、イーウォレットの導入も進めています。

2. マレーシア：観光税の行方

政府は、宿泊施設において宿泊客から徴収する観光税の導入を、当初 7 月 1 日に予定していましたが、その後 8 月 1 日に延期し、このたびさらに延期される見通しとなりました。この法案は、今年 4 月に議会を通過しましたが、その後、マレー

シア旅行代理店協会やホテル協会など関係団体からの反発などが相次ぎ、また、既に地方税単位で導入されている「宿泊税」との調整もあり、サラワク州などは反対を表明するなど難航しています。

観光税は、現観光業法の下で登録して営業を行っているホテルやホステルなど、民間の宿泊施設

すべてを対象に、宿泊施設が海外および国内の観光客に代わって徴収するもので、現在のところレートは下記のようになっています。

(宿泊施設が徴収する観光税レート)

ホテルランク	(税額)
➤ 5つ星ホテル	20MYR
➤ 4つ星ホテル	10MYR
➤ 1～3つ星ホテル	5MYR
➤ 評価がない宿泊施設	2.5MYR

(MYR=マレーシアリングット)

現段階において、この観光税は GST (商品サービス税) を管轄する関税局が下記の要領で徴収することを計画しています。

- ⇒ 全ての宿泊施設は、この法令の施行後、30日以内に関税局に登録すること
- ⇒ 宿泊施設は、観光税の徴収にあたり、宿泊料と別途記載した観光税の請求・領収書を発行すること
- ⇒ 申告・納税は各四半期を予定し、GST の申告時期と合わせて行うことも検討

観光文化相によると、現在、全国 1,100 万カ所のホテルの稼働率は 60% であり、観光税を導入することで政府は 6 億 5,462 万 MYR の歳入を得ることができるとの試算を発表しています。一方で、ホテル協会は、登録して営業している宿泊施設は全体のわずか 15% に満たないとし、この制度は不公平であると指摘しています。

3. マレーシア：移転価格税制

マレーシアは、2003 年に初めて移転価格ガイドラインを公表しました。2014 年には、申告書のフォーム (Form C) に、移転価格文書を準備しているか否かを記載する箇所が追加されました。2017 年 1 月には、OECD BEPS (注1) 対応を考慮し、国別報告書を導入しています。

移転価格文書は、毎年の法人税申告時まで準備する必要があります。下記の場合には移転価格文書の作成は免除されます。

(移転価格文書の作成が免除される場合)

- | |
|-----------------------------|
| ① 売上高が、2 千 5 百万 MYR 以下 |
| ② 関連者取引が、1 千 5 百万 MYR 以下 |
| ③ 上記が金銭貸借取引の場合は 5 千万 MYR 以下 |

(MYR=マレーシアリングット)

移転価格税制の適用は、国外関連取引だけではなく、マレーシア国内の関連者間取引にも適用されます。「関連者」は、株式等の支配関係がある「持分基準」と、経営や支配などから実質的に判断される「実質基準」があります。

マレーシアでは、2015 年 4 月より GST (物品サービス税：6%) が導入されており、国内では増税感が広がっています。また、国内景気の停滞が続いており、税収不足が懸念事項の一つとなっています。

これらを背景に、税務当局は日本企業を含む外資系企業に対する移転価格課税を強化しています。マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM)、JETRO が実施した「2017 年在マレーシア日系企業アンケート」によれば、移転価格の調査を受けたとする企業は、回答企業 164 社の 9.4% となっています。

税務調査により追徴された場合、追徴税額の 25% (状況により最高 45%) のペナルティが課されます。また、2015 年の改正では、更正期間が 5 年から 7 年に延長されています。移転価格課税は、調査による追徴税額が多額になる傾向があるため、適正な文書化を怠っていた場合の影響額は非常に大きいと言えます。

(注1) 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により、多国籍企業などが課税所得を操作し課税逃れを行っている問題に対応するためのプロジェクト。

4. [連載④] ハラル認証の国際的な流れと各国

認証制度（マレーシア・インドネシア・シンガポール）

今回は、シンガポールのハラール認証制度について説明します。

シンガポールのイスラム人口は、全体の15%ほどですが、近隣のマレーシアやインドネシアをはじめとする、イスラム旅行者の人気旅行先となっています。この点に着目し、ハラールレストランの認証など、旅行業界にリンクしたハラール認証の推進に力をいれているのが特徴です。

また、下記のように、東南アジアや中東地域との相互認証を推進し、中継貿易国家として、国際的互換性を視野に入れたハラール制度を構築しています。

シンガポールハラールマークの相互受入に向けた取り組み


MABIMS Agreement：マレーシア、インドネシア、ブルネイ、シンガポール4カ国ハラール認証相互受入協定

GCC-Singapore FTA：シンガポール基準がクウェート、バーレーン、サウジアラビア、カタール、UAE、オマーンにおいて国内基準と同水準であると認定

ハラール認証は、国内唯一の認証機関である政府系機関のシンガポール・イスラム評議会(MUIS)が行います。シンガポールの行政がクリアで透明性の高いことは知られていますが、ハラール制度についても、各認証カテゴリー別の申請要領などが詳細に公表されています。

認証取得に関連する機関は下記のとおりです。

認証関連機関など

	<p>WAREES Halal Limited(WAREES)</p> <ul style="list-style-type: none"> MUISから委託を受け、シンガポール国外の企業に対し、ハラール認証を行っている。 定期監査・視察業務 海外でのハラールトレーニング、コンサルティングサービス提供
	<p>ハラール品質管理システム(HalMQ)</p> <p>MUISハラール認証を取得する企業に対して遵守を強制している。</p> <ul style="list-style-type: none"> HalMQの10の定義を遵守する。 ハラールトレーニングプログラムへの参加。 ハラールワークショップなどへの参加。

WAREES Halal Limited(WAREES)は、MUISの委託を受け、直接海外での認証を行います。また、MUISに公認されている日本の認証機関は、宗教学法人日

本ムスリム協会、NPO 法人日本ハラール協会、NPO 法人日本アジアハラール協会などがあります。

認証カテゴリーは下記のとおりです。



認証カテゴリー

- 輸出入製品：MUIS が承認している国外の認証機関のハラール認証を取得している製品。再輸出製品を含む。
- 製品：シンガポール国内で製造若しくは部分的に製造・加工されている製品
- 飲食施設：レストラン・フードコートなど
- 食品加工施設：ケータリングやセントラルキッチンなど
- 食肉処理施設：家畜のと殺、食肉処理施設など
- 貯蔵施設：固定および移動式の倉庫や冷蔵庫等の貯蔵施設など
- 全工場：生産施設並びにそこで生産される全ての製品

また、認証は下記に示される手順に従っておこなわれます。

(認証申請フロー)



申請にあたっては、まず、ハラール品質管理システム(HalMQ)と呼ばれる、10の要件を予めクリアする必要があります。

5. 海外赴任制度のスタートにあたり準備すべき規程類

海外赴任制度をスタートするにあたり、企業として準備すべき規程類には、どのようなものがあるのでしょうか。

① 「出張」と「赴任」の違い

まずは、企業にとってどこまでが海外「出張」で、どこからが海外「赴任」か、ということを明確に決める必要があります。

両者とも、現在雇用契約のある企業に籍を置きながら、海外で一定期間勤務する、という点では同じです。ちがうのは、赴任は比較的「長期」にわたる、ということと、赴任の場合は原則として「海外拠点（現地法人・営業所・支店等）の指揮命令をうける」ということです。

具体的には次に示す「海外赴任規程」の冒頭で、「赴任」の定義を決めることとなります（企業によって、赴任の定義はさまざまですが税務・社会保険上のポイントに配慮する必要があります）。

<p>第〇条 （定義《例》）</p> <p>この規定において、海外赴任社員とは、1年以上の期間にわたり、海外の現地法人・支店・営業所・駐在員事務所等に勤務する者または出向することを命ぜられた者をいう。</p>
--

② 海外赴任規程について

海外赴任規程は、企業の海外赴任に関する基本ルールとなる、海外赴任制度にとって一番重要な規程です。おもな内容は、以下のとおりです。

項目	海外赴任規程の内容（一例）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 海外赴任者の位置づけ ⇒ 赴任中の心得 ⇒ 赴任期間の上限 ⇒ 家族帯同に関する規則、など
給与・手当	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 赴任中の給与体系 ⇒ 賞与支給に関するルール ⇒ 昇給・昇格の取り扱い ⇒ 各種手当の内容、など
福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 社会保険等への加入 ⇒ 健康診断の受診 ⇒ 慶弔金に関する事項、など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 行き帰りおよび一時帰国の交通費負担 ⇒ 支度金の金額 ⇒ 休暇の取得 ⇒ 現地での住居の調達方法、など

③ 海外出張旅費規程について

海外赴任とはならず、一定期間（通常は短期）海外で働く社員は、「海外出張者」となります。

海外出張者は、「海外出張旅費規程」にしたがい、出張します。おもな内容は、以下のとおりです。

項目	海外出張旅費規程の内容（一例）
基礎的事項	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 出張の区分、出張期間の上限 ⇒ 出張経路の決定方法、など
出張費用	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 出張経費として認められる内容（宿泊費上限など） ⇒ 支度金、日当等の内容 ⇒ 費用の立替え払い、精算方法、など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 出張申請の方法 ⇒ 帰国後の報告ルール、代休取得に関する事項、など

④ その他のマニュアルなど

「海外赴任規程」と「海外出張旅費規程」以外に、以下のようなマニュアルやチェックリストを整備しておく役立ちます。

マニュアル チェックリスト	海外出張旅費規程の内容（一例）
海外赴任マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 海外赴任が決まり、現地で就業し、帰国するまでの一連の期間における重要項目をマニュアル化したもの。 ⇒ 整備しておく、人事部の負担の軽減、赴任者の安全確保強化等の効果がある。
セキュリティ チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 赴任中に必要となる安全対策、住居の選定、車の確保といった細かい事項に関する「ノウハウ」をまとめたもの。 ⇒ 赴任者の現地での生活に直結。
海外危機管理 マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 進出先固有のントリーリスクを考慮した、危機管理・対応のためのマニュアル。

	⇒ 赴任者の安全性をより強固なものとするために有益。
--	----------------------------

⑤ 実務対応上の留意点

海外赴任規程は、企業と赴任者の間で交わされた「約束事」をまとめたものです。

これが守られないと、次に続く赴任者がいなくなり、海外ビジネスにとって一番重要な資産である「ヒト」が確保できなくなる恐れがあります。

企業は、この規定に定めた事項を順守し、赴任制度を運用する必要があります。

もちろん、赴任者自身も、です。赴任者の健康と安全が、すべての基盤です。日々リスクが高まる海外において、安全に関する意識を高め、過度に軽率な行動をとらない心構えが求められます。

(みらいコンサルティング・グローバルHR支援室)

6. ニュース

➤ 案件情報

下記事項へのお問い合わせは、大久保 michiyo-okubo@miraic.jp までお知らせください。

【ビジネスパートナー マレーシア No. 15】

事業内容：不動産プロジェクト

提携種類：合弁

希望金額：オープン

概要：セランゴール州、Setia Alam にある 86 エーカーのタウンシップ開発プロジェクト

【M&A 売案件 マレーシア No. 16】

事業内容：ゴルフコース

売出し割合：100%売却希望

希望金額：200,000,000 マレーシアリングギット

コメント：マラッカにある 27 ホール、総面積 300 エーカーのゴルフリゾート。うち 36 エーカーにバンガロー、テニスコート、フィットネスセンター、プールなどの設備を有している。20 年経過物件。



みらいコンサルティンググループは 2017年4月に設立30周年を迎えました。

(内容若しくは ASEAN に関するお問合せ)

Mirai Consulting Malaysia SDN BHD
newsletter-asean@miraic.jp

みらいコンサルティングの ASEAN ネットワーク

《シンガポール・ジャパンドesk》	Reanda Adept PAC 内
《インドネシア・ジャパンドesk》	Reanda Bernardi 内
《ベトナム・ジャパンドesk》	Leadco Legal Counsel (Leadco) 内
《フィリピン・ジャパンドesk》	Somera Penano & Associates 内
《ミャンマー・ジャパンドesk》	U Min Sein Law Business 内
《カンボジア・ジャパンドesk》	REANDA LLKG (Cambodia) Co., Ltd 内
《マレーシア現地法人》	Mirai Consulting Malaysia SDN BHD
中国その他の海外ネットワーク	https://www.miraic.jp/overseas/

本ニュースレターは 2017 年 6 月末現在の情報に基づいて作成されたものであり、情報提供のみを目的としています。一般的に信頼できると思われる情報に基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の全部又は一部を引用、複写、転送されることはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。